

「託送料金変更認可決定取消訴訟」判決言渡期日 記者会見・報告集会発言録（確定版）

【日時】 2023年3月22日（水） 16時～17時30分

【場所】 福岡県弁護士会館401会議室

進行：本日はお忙しい中お集まりいただき有難うございます。ただいまより託送料金認可取消訴訟判決言渡期日の記者会見を開始いたします。私、進行を務めさせていただきますグリーンコープでんきの小笠原と申します。よろしくお願ひいたします。記者会見に続きまして報告集会を開催したいと思います。それではまず共同体日高代表理事から一言お願ひいたします。

日高：皆様、お疲れ様です。判決を聞いて、とても残念な思いです。ただ、今までおかしいと気づいて進めていけたこと、皆で訴えたことというのは本当に無駄ではなかったなと思っております。しかし一言で言うとても残念だなと思っております。

進行：有難うございました。それでは会見メンバーの紹介をさせていただきたいと思ひます。まず、弁護団から、小島弁護士、馬場弁護士、北古賀弁護士。次に原告団として、高橋組織委員長、大坪ふくおか地域理事長、さが小川理事長、おかも飯村理事長、おおさか篠原理事長、社会福祉法人の三原理事長、おおいた薬師寺理事長、かごしま亀崎理事長の皆さんです。

進行：それでは弁護団のほうから本日の判決言い渡し期日のご報告をお願ひしたいと思います。

小島：では、弁護団の小島のほうから本日の判決内容について簡潔に説明をさせていただきます。

今日の判決内容は、結論としては原告の請求を棄却するという判断です。大きな争点としては、「原告適格が認められるか」と「今回の経済産業大臣の認可に違法があるかどうか」という2点でありましたけれども、まず原告適格は認める判断をしております。これはもし否定するということになると、判決は訴えを却下という形になりますので、請求を棄却するということは、「原告適格」については認めるという扱を取ったということです。ただ率直に言いますと、この内容はちょっとおかしなところもありまして、我々が主張していたのは、我々は九州送配電との間で、託送供給約款というのに基づいて託送供給契約を締結しているわけです。それを認可することによって、その供給契約の内容が直ちに変更するので、認可の法的効力を直ちに受けるものとして原告適格がある。つまり、判決効が直ちに及ぶ仕組みにもともなっているから原告適格があるというところで、非常にシンプルに認められるはずだという議論をしていたんです、しかし、裁判所のほうとしてはその法の趣旨目的から言ってというような議論をされていてですね、直接の当事者じゃない、あたかも第三者であるかのような判断をしているというところがちょっと納得いかないところでもあります。この点は控訴審でも改めて主張していきたいと思ひています。

むしろ問題は、後半の違法性の点であります。驚いたことに、今回の裁判所はですね、なんと立法の経緯等を鑑みると電気の需要家が公平に分担すべき公益的

課題に関する費用を回収することもできるというふうに電気事業法18条で条文は定めているんだというふうに解釈して、今回はその範囲から適法なんだという、そういう言い訳をしております。ところがですね、我々が主張したのは、電気事業法の18条のどこを見ても、全需要家が公平に分担すべきことが相当な代金を託送料として取っていいという規定はどこにもない。どこにもないのに、そういうものを取るようなことをしたら、国会の法律に基づかずに経済産業省が勝手に定めているから違法である。国会が唯一の立法機関であると定めてある憲法にも違反しているし、電気事業法にもそのような権限を委任する規定がないので、できないというふうに主張してきたわけです。これは条文上あきらかにそういう規定がなく、逆に条文上にあるのは、電気事業法の13条1項というところに、料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価に、適正な利潤を加えたものであるということになっています。要するに託送料として取れるのは、適正な原価プラス適正な利潤だけなんです。この条文を素直に読めば適正な原価と言えないものは取ってはならないというふうに読めるわけです。我々としてはそう主張してきました、どう見ても賠償負担金や廃炉円滑化負担金というのは適正な原価ではないよねと。ここで原価と言っているのは、一般送配電事業の原価ですから、一般送配電事業を営むのに必要な経費ということになるわけです。実は電気事業法の賠償負担金や廃炉円滑化負担金というのはどこに定めているかということ、そもそも一般送配電事業の中には賠償負担金という項目もなければ、廃炉円滑化負担金という項目もないんですね。発電事業というのがあって、発電事業の次に独立の項目にする形で賠償負担金や廃炉円滑化負担金という記載がある。ですから発電事業を営むために必要な経費という形でこういうものを規定しているわけです。条文上の立て付けからいっても。だから明らかに一般送配電事業を営むために必要な経費じゃないわけです。今回問題になっています算定規則という、これも経済産業省令ですけど、経済産業省令の算定規則の3条というところには、一般送配電事業を営むのに必要な経費を営業費として取るというふうに書いてあるんです。ですから一般送配電事業を営む経費以外は当然法の解釈としてそんな権限が無いのでだめだということで、シンプルに終わるはずなんです。

ところが、今回の裁判所は、全需要家が等しく公平に負担することが適切であると考えられるものは経費としてそれに上乗せして取っていいと。これは原則的な法律による行政の原理、権利を制限したり、義務を課す場合は法律、この場合の法律というのは国会で制定した法律によらなければならないという大原則がある。国会の法律に書いてないことを勝手に行政がやってはいけないというのが長い間に培われた議会制民主主義の大原則なんですね。日本国憲法もそれと同じ理屈に立っている。それと同じ理屈に立っているところなのに、書いてないものを認める、しかも書いてないものをどういう理屈で認めるかということ、現在の制度が出来たときの制定の経過ということを行っているんですね。それで実は後ろのほうの事実整理のところで、国会の審議というのは掲げられています。この制度ができたのは、平成29年の9月に省令改正がされて、現在の制度ができたわけですけども、その年の前半の通常国会で、国会で議論になっている。それで国会

で経済産業大臣が、全ての需要家が公平に負担することを原則とするというものについては負担してもらおうとすることができるんだということを言い出した。これはですね、実は平成29年の経済産業大臣の答弁を見ますと、2000年に電力の小売りが自由化された際に設けられた現行の託送料金制度については公益的課題の対応に必要な負担については全ての事業者が公平に負うべきことを原則とするということを踏まえ、こういうものを徴収することができると言っているんですけども、肝心の平成11年の改正時の国会審議というものをどういふふうに見ていくかというところで、その当時の議事録等を見るとですね、そういう表現は明示的には書かれてないんですね。将来的には環境問題とか、そういうものに考慮しなきゃいけないということが書いてあるんですけど、全ての事業者が公平に分担することは適切なるものをそれに乗せて取っていいなんてことは全く議論されていない。平成29年に国会で議論がされている。国会で議論されているからと言って、それが法律改正という形をとったかということ、法律は何ら改正されていないんです。ここで議論してそこで法律改正されて課されたということであれば、今回の議論は全く起きないわけですね。もちろんそういう制度が適切かどうかという議論はあるんですよ。賠償負担金や廃炉円滑化負担金を本来の原子力事業者以外の人に負担されるのが適切かどうかという議論はあるんですけども、国会できちんと議論して法律で定められていれば議会制民主主義に反する点は起きない。しかし、そこで国会で議論したけれども、別に国が作っている法律は何ら改正していないわけです。改正しないままに、平成29年の9月に省令の改正という形でやっている。法律になんの規定も書かないで、勝手にやっついというふうな法解釈が成り立つのかどうかということですね。裁判官というのは、我々としては、通常は法律のことを良く知っている人だというふうに思っていたわけでありまして、憲法秩序の基においては、議会制民主主義というのが大原則ですから、法律に書かれてないことで権利義務を課してはならない。法律に書かれてないけれども権利義務を課することができるのは唯一国の法律にそういうことを法的機関で定めていいよと言う明示的な委任がある場合です。そういう明示的な委任が無いわけです。明示的な委任が無い場合はそれを省令で定めてはいけないというのが大原則だと言えらると思います。その大原則が決まっているにもかかわらず、それを飛ばしてそれを立法経過からという非常に漠としたもので定められる。しかし、これをやったら、どこかで大臣が何かこれは元々こういうもんだよねと言ったらそういう省令を作っても構わないという、しかもそういう省令を作るといふときに、大臣がこういう法律は元々こういうもんでしたというふうに言ったらそういう省令になってしまう。これではですね、議会制民主主義の意味がないわけですよ。議会制民主主義というのは国会が定めたものに従っている。大臣がこれはこういう主旨だからと言ったからといって法律自身が変わるわけではないので。そういうふうにしてしまうというのは、極めておかしい法解釈で、しかも裁判官がそういう法解釈をするというのはちょっと信じがたいですね。先ほどから何度も言っていますけれど、法律上の行政の義務というのは、明文の法律で規定されていなければだめだと。それで縛られている行政機関を、明確に。

ですから行政機関としては法律に書かれていないことをやっちゃいけないよね。というところがあるわけですけど、それが法律に書かれてないけど、なんとなく過去の議論でそういうこともやったらいいよねという議論があったから、行政機関が勝手に決めちゃっていいということを認めちゃったら何でもできちゃうんですね、行政機関は。そういう議会制民主主義に反するようなことはやってはいけないというのが我々の大原則だったのではないのでしょうか。大原則を無視するような形でのこういう判決を下すというのは、裁判所の姿勢としても極めて問題が多いんじゃないかという感じが率直に言うと思います。ですから、そういう点では極めて残念です。もう一つ加えるとですね、今回の裁判所の判決で言っている論議というのは、基本的には国が書いた準備書面に書いてある通りです。だからどう見ても、先に結論を決めて国が書いた準備書面の通りコピーしている。論理的とは到底思えないんですけど、そういうことをしているということですね。だから、自分の頭で考えてどういうふうになるかということのを放棄していると。率直に言って、もしこういう答えを司法試験の論文試験に書いたら間違いなく落ちますよね。という感じの答えです。そのような論理性がおよそ欠けている論理を裁判所が書いてしまっているという事が極めて大きな問題で、こういうことが放置されてはいけないというふうには思っています。我々弁護団のほうとしては、こういう事件はぜひ控訴して争うべきものではないかという感じがしますが、なかなか今回の判決に至る裁判所のこの雰囲気を見ていると、裁判所としては国がやったりしたことに対して意見を申し述べないという雰囲気が蔓延しているのかなという気もしていて、前途はそんなに明るくないかもしれないですけど、このまま認めるわけにはいかないなと思っています。以上です。

進 行：有難うございます。それでは小島弁護士が今日16時半までの時間になっておりますので、引き続きマスコミ関係者のほうからご質問を受け付けたいと思います。まずお名前と会社名をお答えいただいて、一問一答形式でお答えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

マスコミ①：弁護団長にお聞きしたいんですけど、先ほどの最後のお話のところの控訴の関係なんですけど、現時点では今どういったご意向でしょうか。

小 島：最終的にはグリーンコープのほうで決める話なので、まだ決めてはいないと思います。ただ、控訴という方向で検討するというに言っております。

マスコミ①：現時点としては控訴する方向で考えていらっしゃるという言い方で特に差し支えないと。

東 原：来週にグリーンコープの理事会を開催しますので、その場で決定いたします。

マスコミ①：来週は何日かありますか。

東 原：30日です。

マスコミ①：そこで決定されるということ、分かりました。有難うございました。

進 行：他、ございましたら、お願いいたします。

マスコミ②：小島先生に伺いたいんですけど、先ほど法律を作るうえのやりとりの部分をもとに判断されているとお聞きしたんですが、われわれは先ほど判決文が手元に届いたばかりで、この中で言うとどこら辺のことになるのでしょうか。

小 島：そうですね、11ページのところの真ん中あたりからです。「法の改正経緯及びその立法過程における議論に照らすと、法は託送供給制度を導入した平成11年改正当初から託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業にかかる公益的課題に要する費用を回収することを想定しており…」というところですね。それで「小売分野の全面自由化に伴う平成26年改正後もその仕組みに変化が生じたものとは認められない…」、このところですね。

マスコミ②：有難うございます。適正な原価というところが、そもそもの争点というかそういう話になっていると思うんですが、裁判所としてはそれを認めたということになるのでしょうか。それが適正原価の中に入っているということでしょうか。

小 島：適正な原価の中に入っているという理解でしょうね。

マスコミ②：有難うございます。

小 島：この「適正な原価」というのが通常の意味で理解すれば、何度も申し上げているように一般送配電事業を営むのに必要な経費というので、この当時の料金算定規則もそうしていたのですけれども、それに当たらないようにどうも見えるのですが。それが今回は今も申し上げたように、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用というものが原価の中に含まれるんだと、それはまあ普通に考えると法解釈を超えているとは思いますがね。法解釈を超えて、もしそういうふう解釈するのだったらやっぱり電気事業法を改正して、適正な原価に加えてこういうものを徴収できるというふうになればいいのだと思うので。そういう電気事業法の改正をしないまましてしまっているというところが問題だと思います。

進 行：有難うございます。あと、もうお一方、大丈夫だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

マスコミ③：小島先生に伺います。今回の判決の中で、一部分でも評価のできるような内容があるかどうか、あれば。無ければないで。あれば。

小 島：1カ所だけですね、16ページの「廃炉円滑化負担金については、本来、発電事業部門で負担すべき費用であり、発電事業、送配電事業、小売事業の各事業が峻別された自由化の下では発電にかかる費用回収のために託送料金の仕組みを利用することの妥当性が問題となることは否定できない」というふうに言っています。だから、この裁判所も、廃炉円滑化負担金は発電事業部門が負担すべき費用だということは認めているんですね。それを発電事業、送配電事業、小売事業が峻別されて、それぞれバラバラになったわけだから、送配電事業のところでお金を取るのはおかしいよと、その妥当性が問題となることは否定できないということは言っています。しかし、何かその先が非常に不思議なんですけど、国会での議論。国会で法改正してないですからね。法改正してそういうふうにしたのならいいんですけど、国会で質疑しただけで議会制民主主義の判断によるわけではないので、問題があるのにそれを、法律改定しないでやっちゃったと言うのは、大変大きな問題であろうというふうには思います。ここだけですね。私が見たところでは。

東 原：お手元に判決全文が無い方も多いと思うので、直ちにグリーンコープのホームページに判決全文はアップしますので。今やり取りがあったのは16ページということでしたので、それだけは覚えておいてください。

マスコミ⑩：すみません。あともう一つ。裁判でたくさん主張されてきたと思うんですけども、その主張されたことの中で、裁判所が判断を避けているんじゃないかと思われる部分がもしあれば教えてください。

小 島：要するに、18条3項の適正な原価とは何かという一番基本的なところなんですけど、適正な原価というのは何かという定義付けはしていない、というところが特徴です。ここは多分定義づけしてしまうと、この判決が書けないので、適正な原価というのは非常にぼやっとした判断になっている。これは、我々は裁判で主張したんですけど、適正な原価というのは、普通の財務会計の概念でありまして、税金なんかの所得税とか法人税のときにも出てくるものですから、何が適正で何が適正な原価かどうかというのはある意味明確に決まっているわけですね。だけど、明確に決まっていると言わずに、先ほども言ったような費用もそこに含ませるといふことにして、パクっとしてしまった。だから適正な原価というのは何かという議論を避けたというところが最大の特徴だと思います。

マスコミ⑩：そうしますと、訴えの根幹の部分の判断を避けたということになってしまって、先ほどおっしゃっていた、国の主張をなぞっただけという、要はそういうふうはこの判決は特徴づけられるということですか。そこをもう一回確認させてください。

小 島：全くその通りですね。国の主張をまあなぞっただけという、コピペというんですけど、そのまま引き写しただけというだけの判決になってしまっているというのではないかというふうに思います。

進 行：有難うございました。もしあれば。大丈夫でしょうか。記者会見はこれで終わります。

進 行：それでは記者会見はこれでいったん終了したいと思います。それでは報告集会のほうに移りたいと思います。それではまず弁護士の皆様から一言ずついただきましょうか。

馬 場：皆さん、本日はご参加いただきまして有難うございました。聞いていただいた通り、今回結論としては残念な結果になってしまいました。「私たちの請求は原告適格はあるけれども、私たちの理由は無い、私たちの請求は認められなかった。」という結論になっています。裁判の審理が終わったのが11月で、今日は3月なので4ヵ月ぐらい時間があつたんですけど、実際に裁判官が私たちの主張内容について判断したのは、10ページくらいだったんです。だから、極めて簡単にあっさり判決を書いて終わらせてしまったということは非常に残念でした。先ほども言われた通り、基本的には国の主張をそのまま採用して、国の言っている通り、今回は託送料金の中に公益的課題に要する費用を含むことを電気事業法は想定しているんだ。だから、今回の賠償負担金や廃炉円滑化負担金、これを含めたことも法律の委任の範囲を超えていない。元々電気事業法が想定していたものなんですよというような国の主張をそのまま採用してしまって、それに対する私

たちの主張はその国の主張とずれているので採用できませんという、良く分らない理屈で私たちの主張を認めなかったということが今回の判決内容になっています。私も読んでみて、ちょっとひどいな、さすがにこの判断は無いなというふうに残念に思っているのですが、この判決には納得いかないなと思っているところです。これから先どういうふうにするかについては、グリーンコープの皆さんと相談しなければいけないので、それを踏まえて、控訴審をどうするかについてこれから検討していかなければいけないかなと思っています。残念な結果になってしまっているのですが、もう少し戦いたいなというふうに個人的には思っているところです。

進 行：有難うございました。それでは北古賀弁護士よろしくお願ひします。

北古賀：北古賀です。よろしくお願ひします。もう殆ど他の弁護士が言った通りですけども、電気事業法の18条の1項で「託送供給の電力量の調整の供給に係る料金その他供給条件に係る細目について」ということとしておきながら、それを解釈するもとでは、先ほど「法の改正経緯・過程における議論」という言葉を使って、そして「託送の制度において電気的全需要家が公平に負担すべき気電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定しており」と、本当にこの言葉で、全部ごまかすと言ってしまうと言葉が悪いんですけど、ここに全部ぶっこんでしまう。では、「公益的課題」ってなんですかということ、本当は議論してもらいたかったのに、判決では、検討がないか極めて不十分。単に、『公益的課題』の中に、算定規則の中では賠償負担金や廃炉円滑化負担金とかも入っているでしょ。だから公益的課題から言うと算定規則はOKです。だから、これは反しないですよ。だからこちら（原告）の請求は棄却しますよ。」という理屈になっているので、いやそれって後出しじゃんけんじゃないですか、問題になったからとりあえずこの中にぶち込んで裁量の幅を広げてしまうというのはちょっと論理が逆なのかなというふうに思っているところです。何度も他の弁護士も言ったんですが、まず結論ありきで、結論に結びつける理屈をこねて、「公的的課題」、「法改正の経緯」という言葉で判決の理由の中に落とし込んだのかなというふうな気がしている（不都合）。この点をもう一回判決を見直して控訴の理由書とかを考えなきゃいけないんだろうなというふうに思った次第です。まあコピペ判決と言われましたが、もっと踏み込んでもらえたら良かったのになというふうに思います。以上です。

進 行：有難うございます。それでは今日はお集まりいただいたみなさんにご質問も含めてですね、一言ずつぜひいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

Gクラブ①：グリーンクラブから参りました。何度か参加させていただいて、今回判決を聞いたとき、裁判長が何を言っているのか分りらなくなり、少し飲み込むのに時間がかかりました。今のご説明を聞いて、結局僕は福島原発が自然災害であったとしても、ああいったことに対して、国や電力会社が自らを切開して反省してないで、結果に基づかずに、無理強いしていろいろと後付けでやってるから矛盾が生じるし、結果反省していないから訳の分からないことをずっとやっている。やっぱり

そこに尽きるんだなと改めて思いました。応援しますので、控訴審ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。

参加者A：久留米から来ました。今日初めて参加しますので、ちょっと法律の何条がどうのこうのと言われてもちょっと私の頭はついていけないので、今から帰ってからしっかりもらった資料を読んで勉強をして、久留米での原発反対運動にこれからもやり続けられるように頑張りたいと思います。久留米では一軒ずつ回って市民の皆さんに原発反対を訴えるということをしています。久留米市内は1周終わりました、2周目に入っています。近くの八女市、小郡市、筑後市といったところも相当回って、仲間呼びかけています。回るだけではすぐ終わりますけど、長く続けることが大事なので頑張っています。今日弁護士さんからいろいろ聞いたことも役立てるように勉強したいと思います。

参加者B：地域委員です。判決を聞きに行って、後で皆に説明してくださいということで、一生懸命聞きました。今日の判決は、国の主張をそのまま採用して、それに裁判所が理屈をつけた判決となっておりますというふうに言っているのでしょうか。そういうふうに受け取れたので、今一生懸命メモしました。公益的課題にかかる費用はすべて盛り込んでいいというふうには書いてないのに、盛り込んでいいという国の意向ですということなんですか。本来ならば、公益的課題とか適正な原価とか言ったものは、もっとどんなものでありますかということをしちゃんと議論していくべきなのに、そういったところが出されないで、その言葉を何となく利用されて、そういった判決になりましたということで良いのでしょうか。そういうことになっているんですかね。

馬場：最初は分りやすく言うと、国が主張したものを裁判所はそのまま乗った。国の主張をそのまま判決にしちゃったというふうに言ってしまうと分かりやすいです。2点目は、公益的課題を含めていいよということはどこにも書いてないんですけれども、いままで国会がそういうような議論をしてきたので、公益的課題は含めていいんだというふうに裁判所は解釈してしまった。

参加者B：どこにも書いてないというのは、そんな法律はないよということでいいですか。

馬場：はい、法律の条文上にはないということ。

参加者B：どんな法律にも言葉は無いのに、そういった議論を国会ではしてきたんですね。

馬場：国会では含めていいかどうかという議論をしてきたので。じゃあ、議論はしてきたので、条文には書いてないけれども、議論してきたので、法改正とかはしてないけれども、いいんじゃないですかということで入れてしまう。入れてしまってもいいですよという判断をしてしまった。

参加者B：では、その2点を地域に帰って報告したいと思います。有難うございました。

参加者C：電気の引き落としの明細書が来たときに、いつもなぜこんなものを払わんといかんと？とずっと思っていて、だからいよいよ本当に払いたくない。引き落としをやめようかって今考えています。

参加者D：静岡から参りました。「託送料金訴訟を支える会静岡」の皆さんと一緒に、いつもこの報告やZoomなどを視聴したりしております。私は40回の検討委員会にも加えさせてもらっているので、ずっと弁護士さんたちの解釈、また消費者の

気持ちというのも話し合わせてもらってきたので、今日の判決には本当にびっくりしました。私たち法的な知識は少ないんですが、公益的課題を解決するという事は、税金ですよ。税金で解決する。その税金の根拠もあるし、税金の使い方は国会で判断されている。今回の裁判は、廃炉の費用とか、原発の被災者の方たちの救済ということをしたくないということを行っているわけじゃなくて、それを取るのだったら税金のことを国会で審議をして、廃炉の費用もそして賠償金も取ってほしいというのが私たちの最初からのスタンスなわけですから、そこを国の方たちや行政の方たちは、ひっくるめて分からないように入れたい気持ちは分かるけど、法律にないことをやっていかどうかは判断してねというお願いに対して応えていないというのは、「話、ちゃんと聞いたの？」という、そういう気持ちでいっぱいです。もちろん聞いたら判決が書けないので、その辺の事情は分かりますが、やっぱり行政の方たちがやることは、先ほど小島弁護士がおっしゃって下さったように、議会制民主主義というのは、皆で決めて、税金は嫌だけど、だけど、それは皆で国をつくるために決めるというのが国会であるわけだし、まして大きな事故があったりしたとき、皆で負担していかないとやっていけないよね、国は、という議論があって、法立改正があって、私たちは税金としてとられるということの普通のルールでしてもらいたかった。しかし、裁判所が司法、法律による判断をしなかったら、裁判所はいらんんじゃないのというふうにちょっと心では思っていました。長くなりましたが、やっぱり不服です。公平に負担するというのも不服です。私はずっと原発が嫌なので、原発事故が起こした廃炉の費用とか使った人たちは、原発で発電した人たちが本当は負担すべきものなので、この公平というのは、電気料金で生活に困っている人からも黙って取っていくものではないと。公平性にも欠けると思うので、やはりできることなら控訴をして、法的な判断をして下さいと、裁量の判断はしてもらいたくない、と思っています。よろしくお願ひいたします。

参加者E：グリーンコープ生協ふくおかの組合員です。法律は無いけれど議論してきたからというのは全然意味が分からないので、これからも考えていきたいと思ひます。電気の全需要家が公平に負担すべきということは電気事業法18条には無いのに、なのに議論したからというのは、本当に理解できません。以上です。

参加者F：おおさかから参りました。裁判所のところから参加させていただきました。判決が出たときにハッとこう息をのむような声が漏れたのが凄く印象的でした。組織の議事録でありますとか、ホームページとかでこの裁判の行方を遠くから見せていただいて、この判決、すごく今日のこの日を一主婦たちの集まった気持ちがどこまで届くのかというところで、すごく気になって参加させていただきました。結果的にすごく残念な結果で、すごくシンプルに適正な原価というのは何かというところをしっかりと議論して、皆で考えて、大変なことがあったのを皆で反省して、もう一度そこから初めたいというふうに思っていたのに、その議論がなされることなく、結果がすでにあったんだなと思わせるような判決だったことにすごく残念に思っています。また反省もないままSDGsにかこつけて、原発がクリーンであるかのような印象づけにすごく危機感を覚えています。ですから、

私たちグリーンコープの市民の声が皆に届くように今後も活動できたらいいなと思っています。今日は有難うございました。

参加者G：今日は有難うございます。かごしまから参加しました。私はこの裁判を傍聴したのは今回が初めてだったんですけれども、最初に主文のところを聞いたときに、ちょっと頭が真っ白になってしまって、その後の主張のところも、まあ難しい言葉が多いというのもありましたけれど、なかなか頭に落とし込めずに、聞いていました。電気セミナーのときにちょうど東原常務が書かれた判決に向けてのこれまでの歩みとかを読んだときに、その途中経過を実際に傍聴はしていないんですけど、もしかしたら少しは明るい見込みがあるのかなと思ってきていただけない、本当に残念ということだけです。提訴をするときもグリーンコープの中にいたものとして、一生懸命に一主婦でありながら、いろんなことを勉強して、これはおかしいとか、ここは主張できるというのを学習しながら皆で決めて提訴したので、それに対して、本当に法律に詳しい裁判所のほうがおかしいと気づかないわけではないんじゃないかなと思うんですが、先ほど弁護士の方々が言われたように、そこをうまくひっくるめて、丸め込まれて、向こうが国が正しいというふうにしてしまえるのも、やはり法律に詳しい裁判所の方たちなのかなと思って、本当に悔しいなと思いました。ここから先どう行くかというのは、本当にもっともっと体力がかかると思うんですけれども、組合員皆で気持ちをまた確かめながら、来週の理事会で皆さんが判断して下さるのを待ちたいと思います。これからもよろしくをお願いします。ありがとうございました。

参加者H：長崎から来ました。今回の判決は、前提が先にあって、そこに理屈をこねくり回してから、理由付けしたものを出したというものだったんですけど、司法を司る裁判所がこんな理屈をこねくり回すようなことをしているのかとか、問題というものに対して、あやふやな答えを出したりしているのかということを実際に考えさせられました。貴重な体験を有難うございました。

参加者I：娘と一緒に長崎から参りました。傍聴は今回で2回目です。今までグリーンコープが主張してきたことが、一貫してとても分かりやすい内容だったので、この内容だったら裁判所は認めてくれるのではないかなと思っていましたが、今回の判決はとても残念でした。公益的課題の件をはぐらかされたという点がとても納得いかない。まあ、終わってしまったということで、ただ1点救われたのが、原告適格については認めるということ。これだけは主張を認めてもらえたということなので、グリーンコープでんきもこのまま引き続き主張していけるということが認められたということなので、これからも引き続き声を出していけたらと思っています。応援しておりますので、よろしく願いいたします。

参加者J：今日は柳川から参りました。この裁判のことは知っていましたが、参加するのは今日が初めてでした。東日本大震災の後の関連死とかを見ても、福島では今でも死亡者数が増え続けているという様子を新聞などで見ます。そういう福島の状態を見たり聞いたりするのにつけ、原発はやはり容認できないという思いでした。グリーンコープでんきが原発に由来する電気は使わないということで、小売事業が始まってすぐ切り替えてずっと「グリーンコープでんき」を使っております。

この廃炉負担や賠償負担金のことは聞いていましたけれど、今日の判決は本当に残念に思いました。法律用語とか難しくて、なかなか理解できないところもありましたが、弁護士の方々のお話を聞いて少しは理解できたかなという感じです。これからもう少しかみ砕いて勉強していきたいなと思っています。私たちはグリーンコープにいますので、こういう知識も幸い知ることができましたが、知らないうちに託送料の中にいつの間にか組み込まれている、知らない間にたくさんの方が払っているということが現状だと思うので、こういうことが知れてそれは良かったなと思います。以上です。

参加者K：今日は有難うございました。今日弁護士さんのお話の中から印象に残ったのは、経済産業大臣に裁量がある、結論ありき、公益的課題の中に含めるとかいうことがありました。それはマジックワードになっているよというお話がありましたが、内閣の閣議決定からそういうことが始まっているということを知ったときに、本当にそうだよ。今のGXとか、そういうこともそうですし、いろんな何か国会で決めないといけないことがそれをされなくて、あれよあれよという間に進められてしまうというところが、本当に今良くない流れがずっと続いているなと思っています。今、私たちはこの託送料金訴訟に向かっているわけなんですけど、個人では戦えないから、グリーンコープとして皆でおかしいことはおかしいよ、こんなことがあるよということ声を上げて皆さんに知ってもらうことはとても大事だと思うので、もしよかったら裁判を続けていけたらなと思いました。有難うございました。

参加者L：大牟田市から、今日初めて参加しました。弁護士さんからの説明はすごく分かりやすかったですけど、結局、国って好き放題やっているなっていうことを改めて認識したというか、やりっぱなしというか。もう本当にその一言です。有難うございました。

Gクラブ②：グリーンクラブから参りました。今日は本当に残念の一言です。今日のことに限らず、最近いろんなことが閣議決定で決められたり、国会が軽視されているように感じます。2つの負担金をこの託送料金に含めるかどうかという是非ももちろんですけど、手続きを踏まずにそういうふうに進めていくということが非常に問題だと思っています。できたらこれから控訴して戦っていただけたらと思っています。以上です。

参加者M：佐賀から今日で4回目の参加になります。いつも報告を受けるときに勝てるんじゃないかなというふうに思っていたので、今日とても残念な判決だったなと思っています。国がいろんなことを勝手に決めていくような流れになっているのがとても悲しいなと思っています。昨日東京で行われた「さよなら原発」に参加してきたんですけども、そこでも福島第一原発の事故で苦しんでいる方たちの声を聞いたり、甲状腺がんの話とかもありました。こんなことがあって、なぜこんな時期に国は原発に舵を切り始めたりしているのか、本当に国民の声を聞いているのかな、分っているのかなって、とっても悲しい気持ちになりました。でも昨日そんなことがあって、今日の判決でとってもがっかりしています。ぜひこれからも戦っていただけたらと、私は思っています。有難うございました。

参加者N：同じく佐賀からの参加です。ちょっと余談ですけど、2～3日前にNHKでメルトダウンという原発の模様というか状況の放映があっていました。あのときあれだけ原発はもういいやって言っていたのに、なぜ原発に戻っているのかなってちょっと不思議でたまりません。そして、今日の裁判、残念としか言えません。ただ私個人では、託送料金とか払いたくないので、なるべく電気を少なくしたくて、払うお金も少なくして自助努力しています。新聞でいろいろ情報を集めて、エアコンを止めたり、暖房をやめて綿入れを着たりなどして、主人にも協力してもらって、ひたすら脱電力を頑張っています。でもさっきもおっしゃったように、良ければ組合員の力でまた控訴をお願いしたいと思います。微力ながらできることはやりますので、よろしくお願ひします。すみません。

Gクラブ③：グリーンクラブから来ました。裁判所で判決とか聞くのは初めてだったんですけど、今まで裁判に関していろいろ資料とか読みました。判決でも、これは認められますとか、これは認められないとか、これはこういう解釈でとか、そういうのが出されました。判決の言い渡しが終わった後の報告集会で、これが認められたんだとか、これはこういう解釈だったんだとか、皆でそういう議論ができる。それが入り口の段階で停止している感じで、なんとも拍子抜けしたというか、こちらの熱意が伝わってないのかなという感じがしました。今日の感想はそんな感じでした。法律をいろいろ勉強されているんでしょうけど、裁判官のほうはその程度なんだと思いました。有難うございました。

Gクラブ④：グリーンクラブから来ました。今回リアル参加が初めてでしたが、主文を読んだときの裁判長の「原告の請求を棄却する」という言葉が本当に胸に刺さったというか、これが凄いいリアルな感覚なのかなというふうに改めて感じました。一つ教えていただきたいんですけども、もし控訴するとなるとどんなスケジュールで、もしくは今回より長くなるものなのか、短くなるものなのか、大雑把で構わないので、分かりましたら教えてください。

馬場：まず控訴するかどうかについては、控訴の期間が明日から数えて14日以内というふうに決まっているので、4月5日までに控訴状というものを裁判所に出さなければいけません。それまでに控訴するかどうかというのを決める必要があります。その控訴状を出してから50日以内に控訴の理由書、具体的にこういうところがおかしいんですよ、という理由書を裁判所に出す必要があります。そのあと国のほうはその控訴理由書に対して反論の書面を出していく。第一審と違って、控訴審の場合は、基本的に一回の審議で終わってしまうことが結構多いです。高等裁判所があれば何かおかしいなと思ったら、2回、3回、4回と続いていく可能性がありますけれど、結構1回で終わってしまう可能性が多い。だから大体半年くらい、もしくはそれ程かからないぐらいで控訴審の判断が出ることが多いです。もちろん続く可能性がありますけれど。あくまで概算的なスケジュールはそんな感じのスケジュールになります。

進行：はい、有難うございました。それでは高橋委員長、お願いします。

高橋：はい。私、1年半くらいから、この裁判に関わらせていただいて、何回も傍聴もさせていただきました。今回争点になっているようなことを裁判当初から、私た

ちすごく時間もお金も労力もかけてド素人の私が聞いても、そうなんだと良く分かるように馬場弁護士が本当に、噛んで含めるように何回も何回もお話をさせていただいて、それに対しての質問にも答えて、被告側からは特に原告適格以外の反論もなく進んできて、あの時間はなんだったの？あなた方は何を聞いていらっしやったの？今日、棄却という一言を聞いたときに、ハァーっと思ったんですけど、私はどんな判決が出ても、それをどういう顔をしてどういう言葉で言うのかをよく見届けようと思ってここに来たので、一番前でずっと顔を見させていただきました。いつもよりもちょっと下を向いてゴショゴショっとお話になっているような気もしました。今日の裁判官は、今まで積み上げてきたことを全然聞いてなかったというんですかというような判断をなさいましたけれど、本当にその判断が正しいのかどうかをぜひ、控訴して、きちんとしていただきたいと思います。それをできる資格があると言ってもらえたことはとっても良かったなと思います。なので、頑張りましょう。以上です。

大 坪：福岡地域理事長の大坪と申します。本日初めての参加で、地元で近く人住んでいるにも関わらず、ここに参加させていただいたときにこのような判決を目の当たりにしてとても残念に思っています。私たちグリーンコープは、コロナの前ですので、4年前、5年前には福島の方にお邪魔させていただいて、現地の方たちとも交流を持っています。どれだけ情報が非公開、知らなかったから、原発事故の翌日に水汲みのため、子どもたちに外で並ばせてしまったとかですね、その後甲状腺がんの心配とかをずーっと抱えながらとかですね。私たちが行った福島市とか、郡山市、福島市のところでも、もう本当に線量計が高い数値を示していたので、私たちバスから降りても、すぐバスの中に戻るようなところでした。こういうことがそのまま放置されているということに、この国には大きく幻滅しました。今日のような、本当に国が言うことをなぞったようなことを言うという、そういう裁判所の在り方というのも本当にかっかりです。以上です。

小 川：さかの理事長の小川です。今日理事会がありまして、その途中に結果を聞きまして、皆さん理事会メンバーとても残念な気持ちでいっぱいでした。私、今年度福島の方々にひまわり感謝祭という行事に参加させていただきまして避難困難地域、解除地域を見させていただきました。しかし、国が本当に解除してここに暮らしていいよというところに、誰も暮らしていらっしやらなかった状況がありました。道は洗浄されていますが、自宅の庭などはそのままです。子どもがどこで遊べるのでしょうか。本当に洗濯物一つ干せないだろうなと思っていました。そしてやっぱり私たちの一票、国に私たちの思いを託した一票が届いていると信じて私たちは投票に行くんですが、いつの間にか私たちが知らないところでいろんなことが決められて、あらこんなことがあるんだという形になるのではなくて、私たちがこの方に一票、私の気持ちをと言うところであれば、きちんと国会でいろんなことを審議され、そして皆さんに多くの方に分かっていただきながらいろんなことが進められるっていう形を本当に取り戻したいと思っています。今後も戦っていきたいと思っています。

飯 村: グリーンコープ生協おかやまの理事長をさせていただきます飯村と言います。適正な原価というのは、高校生が考えても何かって、廃炉の費用だったり、賠償の費用が適正な原価なのかって、子どもが考えてもわかるんじゃないかなと思うので、裁判所の方も経産省の方も分かっているんじゃないかなと思うんですよね。それをちゃんと示せるようになってほしいな。それを乗り越えていただきたいなとずっと思っています。なかなか難しいでしょうけど。でも、ぜひそれを子どもに説明できることを判断していただきたいなと思っています。私は茨城つくば市からの避難者になります。自宅も新築の家を売却して、母子避難して、甲状腺がんにもなり、それでもグリーンコープに来て、この託送料金訴訟の話が出たとき、本当にうれしかった。なので、グリーンコープがやらなくて、誰がやるんだっていうふうに思って、ここに来てくださった方とかの後ろにもたくさん応援して下さっている方がいると思うので、私は頑張っていくなというふうに思っています。有難うございます。

篠 原: グリーンコープ生協おおさかの理事長の篠原と申します。今日はこのような判決が出てとても残念に思っています。私たちグリーンコープは一般市民の集まりですが、グリーンコープの中では理事会決定をととても大切にしています。なんでも理事会に挙げて、理事会で決まったことを私たちは守って活動しています。それを国が、行政が勝手に法律を作ったことをいとも簡単に認めたことがとっても悔しいです。私たち一般市民ができることは、なぜ国ができないんでしょう。これからは私たちはこの不当な判決について戦っていきなななと思っています。以上です。

三 原: 社会福祉法人グリーンコープの理事長をさせていただきます三原です。まずは本当に今日まで頑張ってくくださった弁護士の皆さん、そしてグリーンコープでんきの皆さんに感謝を申し上げたいと思います。有難うございます。今日、私も午前中理事会に参加しておりました。最後の最後まで参加して、ここに到着したのが5分前でした。いつもだったら半分くらいの席が埋まっているかなという感じだったんですけども、今日はほとんどの席が埋まっていました。とても皆さんが関心を持ってこの裁判に来てくださったことが本当にうれしく思いましたし、グリーンクラブの皆さんもですね、本当にたくさん毎回来てくださっています。有難うございます。一昨日かその前か朝日新聞さんのほうでも記事を書いてくださいました。やっぱりこの裁判に興味関心を持っていただくためにはどういう記事にしたらいいのかということをごく悩んでくださって、そして私たちにインタビューするという異例の形をとってくださって、そして新聞にも載せていただきました。たくさんの方たちにこの裁判を応援していただいているんだなということを実感しております。私は今社会福祉法人グリーンコープの理事長をしておりますが、昨年まではふくおかの理事長もさせていただきます。元々は原発反対という思いがありました。でも、それを言ってもなかなか世の中は変わらない。では「電気を自分たちでつくろう」と、グリーンコープで自然エネルギーをつかって、そして「グリーンコープでんき」というところをつかって、そしてやっているうちにこの託送料金のおかしさということに気が付いて

いきました。その都度その都度、一つひとつ、もう訳の分からない言葉、最初は本当に訳が分かりませんでした。でもその言葉を一つひとつ学んで、何度も何度も学習会をして、自分が納得した分だけ秋のつどいや春の総会で組合員さんにお伝えして、質問を受けて、それに応えて、それこそ本当にひどい言葉を投げられたことも正直あります。でもそのときも自分の意志は変わらず、一生懸命、一生懸命、「これはおかしいんです。おかしいことをおかしいというのが裁判なんです」って、自分がそんなふうに見える人になるとは全く思っていませんでしたが、やっぱりそのように自分が気が付き、知っていくと変わってきました。そしてそれを聞いてくださった組合員の皆さんも、少しずつ変わっていかれました。そして総代会では賛成をいただきまして、この裁判に向かうことができました。先ほども言われましたけれど、私たちは組合員の検討をととても大切にしている、理事会だけで何かを決めるということではなく、やはり総代会を経て、皆さんと検討をしてきているということになります。私はほぼ毎回の裁判に参加させていただいています。本当に自分がこんな人間になると思っていなかったんですけど、最近ではよその裁判もちよっと気になるようになりまして、最近再審が決まった裁判がありましたよね。ああいうの（袴田事件）を見ていると、怖いなあと。本当に一部の人たち、頭がいいと言われて人たちに牛耳られていて、世の中が変わってしまう、一人の人生が変わってしまうんだなと思っています。でも私たち一人ひとりの市民の声、絶対に私は負けるはずか無いと思っています。だってこんなにたくさんの皆さんが、おかしいと言って集まってきてくださっています。福島のためにというロジックがあります。それを盾にして日本政府とかその人たちはきている。本当に悔しいなと思うんですけども、私たちはこの間の経過の中で、グリーンコープふくしまができました。私は今福島にも友だちがたくさんいます。その友だちのお母さんたちがどんな思いで子育てをされているのかそれも知っているつもりです。そして組合員からは3億を超えるカンパが集まっています。私たちはちゃんと福島のためならやろうとか、こうしたいとか思いを寄せる人たちもたくさんいて、国が言うロジックなんかには負けてないんですね。だからそんなことには負けずに、やっぱりきちんと正當に判断をしていただきたいなと思います。今日、何歳か分からないけど、若い人からあんなふうに言ってくさって心強いなと思いました。今、大人の私たちがもっともって未来の子どもたちのために頑張らないといけないと思っています。私は、私事ですが3月31日に社福の理事長を降りますので、立場は変わりますが、それでもこれからもずっと応援していきたいと思っています。弁護士の皆さんこれからどうぞよろしくお願ひいたします。

薬師寺: ここまで来ますと、私が考えていること皆さんが全部言ってくさった感じです。私はおおいで理事長をしている薬師寺です。私たち運動をするときに、結果ありき、結果を望んでやってないんですよ。なので、今日とっても残念な判決なんですけど、一つの判決が下りたということだけ、結果が下されたということだけだと受け止めています。グリーンコープでいつも私たちが取り組んでいる運動は目指すところがあるんですけど、それは結果ありきではなく、いくつも壁を乗り越え

たり、除けたりしながら継続してやっていく、それ自体に意味があると考えています。今日の結果を踏まえて、また運動として歩み出せばよいと思っています。先ほど高校生でも分かることと言われましたけれど、私は小学校の社会科で三権分立を習いました。そのときは、裁判は政治には左右されない、そうやってすべてが独立しているから素晴らしいんだって、そういう国なんだって、信じて生きてきました。しかし、様々な裁判を振り返ってみると、本当になんか裁判官はどっち向いているの？自分で判断しているの？忖度しているんじゃないの？と疑いたくなります。稀に自分で判断されている裁判官がいらっしゃるんですよ。原発を止めた裁判官が大分に講演に来られ話を聞きに行きました。「どうしてこんな勇氣ある判決をされたのですか？」と質問したらですね。裁判官を退職される方でした。そういう方はきっと自分の本心からの判決をするんだなって。なんかもう本当に社会の汚いところも見え隠れしながらこういう裁判が繰り返されることに憤りを感じるんですけど、今度高裁に控訴した場合もまた判決が出されます。結果を聞いて下を向いたり悲しんだりがっかりすることではなく、これからどのように運動として広げていくかが大事だと思います。そのためにはマスコミの力も本当に必要だと思っています。そうなんです。私たちこの裁判をやることの大きな意味は裁判所で判決が下されるということ以上に、このことを国民に知らせたい。一人でも多くの人に知らせたい。自分事として考えてもらいたい。それは、私がおおいたで理事長として一生懸命に言うことも大事ですけど、一部メディアの方はもう帰られましたけれど、マスコミの力が本当に必要だと思いません。そうはいっても、過去にグリーンコープのCMを検討した際、原発反対と一言でも言ったら映すことはできませんよとかね。壁があります。しかしそういう事情があっても、取材に来て記事にしてくださるということは、とても勇氣がある新聞記者の方だなと思います。ぜひこれからもいろんな方法で仲間を増やしていき、私たちの本来の裁判に向かう趣旨である「脱原発」というのが広がっていけばよいかと思いました。以上です。

亀 崎：お疲れ様です。かごしまの亀崎と言います。私は、三権分立とか議会制民主主義とかいうものをどこかで信じていて、国を相手にした難しい裁判とは分かりつつも、回を重ねるごとに、いけるのではないかという期待をずっと持っていました。そううまくはいかないということはどこかで自分の中でも思いつつも、なんか今回グリーンコープもこの判決は納得いかないものであった。やっぱりこれは三権分立というのは信用、自分の住んでいる国のことを信用したいし、そこでは公正なことが行われているとどこかで信じたい思いはあったんですけど、やっぱり私はぬるかったのか、その葛藤も自分の中で。抱えているところがあります。今後控訴していくかというところが30日の理事会になるかと思うんですけど、そこで検討するメンバーがここにいるメンバーになるんですけど、先ほど三原さんがおっしゃったかな、組合員の中には裁判に対して完全に賛成できないというか、ちょっとそこが、グリーンコープが裁判をしていることを快く思わないという声を私も聞くことがあります。そういう組合員の声も頭をたまによぎるんですけど、本当にこの場に来てよかったなと思うのは、こんなにグリーンコープ

に期待をしてくださっている皆さんが九州だけじゃなくって西日本だけじゃなくって全国に仲間がいらっしゃるということを今日とても実感できました。そんな皆さんの思いを次につなげるように、そんな理事会検討が30日できると良いかなと思っています。以上です。ありがとうございます。

日 高：先ほど冒頭で第一報を受けまして、興奮して少し気持ちを出させていただきました。皆さんからのご意見・感想を聞かせていただいて、皆さんの思いがすごく伝わってきて、本当にその通りだなと思いました。そして、今日の参加の皆さんの声を聴けたことで、たくさんの方たちが支えてくださっているということを感じることができました。後ろにいる理事の皆さんとまた理事会で今後どうするかということを検討していきますが、本日体感したことで、今度の臨時理事会で前向きに検討ができるのではないかと思います。皆さん、有難うございました。弁護士の皆さんも本当にありがとうございました。

東 原：常務理事の東原です。外との関係で他者がどう判断するかというのはそれ自体大きいことではあるんですが、やっぱり一番大切なのは自分自身に問うてどうであったか、自分たちとしてどうであったかということだと思っています。その意味では10回強ですね、こういう形でこの裁判をやれたということは、グリーンコープにとって、グリーンコープの組合員にとって本当に大きな財産を得たというふうにまずは思っています。それと今日の判決をざっとみたところで、国の意見とか公益とか国会でこう世耕大臣が言ったとかいうことを判断の材料にされています。もしそのように裁判所が先方の主張を取り上げるのであれば、今回一審であえてシンプルに法律で決めないのはおかしいという判断の元、私たちが調べたたくさんの方の、193国会の世耕大臣の発言だけを取り上げるのであれば、177国会で法律を決めるときにどのような議論がされたかとか、賠償負担金と廃炉円滑化負担金が公益的課題に当たらないという主張を私たちはこの裁判では全くしなかった。言わば、本当にこれが公益なのかとかいうふうに言うべきことがたくさんあるなというのが事務局を務めてきた私の心に去来するものです。4年前の総会の時点で最高裁も含めてという意味で総会決議はしておりますが、ちゃんと都度、都度の理事会の意見交換と判断は大事ですので、来週の理事会で控訴しようという意思が決まれば次は弁護団の皆さんとどのような構想の戦い方をするか、という議論を50日間全力で考えられればと思った次第です。最後になって失礼しました。

進 行：はい、有難うございました。ではそのような情報も、都度ホームページにアップしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それではこれを持ちまして、託送料金認可取消訴訟判決言渡期日の報告集会を終了いたします。ありがとうございました。

以上